

滋賀県税条例の一部を改正する条例案概要

1 改正理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人県民税、不動産取得税および県たばこ税について、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

(1) 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）による改正

① 平成25年から、退職所得に係る個人県民税について、税額の10分の1を控除する特例措置を廃止することとします。 (付則第7条関係)

② 県たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき644円（旧三級品については305円）引き下げるのこととします。 (第40条の4、付則第10条関係)

参考：改正の趣旨

法人税法の改正の影響を受けて、法人県民税および法人市町民税が減収となる一方で、県については法人事業税等が増収となり法人県民税の減収額を上まわるため、県と市町との増減収を調整するものです。

市町たばこ税では、県たばこ税で引き下げた税率と同額が引き上げられるため、たばこの価格に変更はありません。

(2) 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）による改正

○ 平成26年度から平成35年度までの各年度分に限り、個人県民税均等割の税率を現行の税率（1,800円）に500円を加算した額とします。

(付則第26条関係)

滋賀県税条例 新旧対照表（第1条関係）

旧	新
(個人の事業税の課税標準)	(個人の事業税の課税標準)
第38条の7の2 (略)	第38条の7の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前2項の所得は、法第72条の49の8および第72条の49の9の規定により算定する。	3 前2項の所得は、法第72条の49の12および第72条の49の13の規定により算定する。
(医業等を行う個人の課税標準の区分経理の義務)	(医業等を行う個人の課税標準の区分経理の義務)
第38条の7の3 法第72条の2第9項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納稅義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について法第72条の49の8第1項ただし書の規定によって当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額および必要な経費に算入しないものとされる部分に関する経理をその他の部分に関する経理と区分して行わなければならない。	第38条の7の3 法第72条の2第9項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納稅義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について法第72条の49の12第1項ただし書の規定によって当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額および必要な経費に算入しないものとされる部分に関する経理をその他の部分に関する経理と区分して行わなければならない。
2 (略)	2 (略)
(個人の事業税の賦課徵収に関する申告または報告の義務)	(個人の事業税の賦課徵収に関する申告または報告の義務)
第38条の10 個人の行う事業に対する事業税の納稅義務者で、法第72条の49の8第1項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の10第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日までに（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納稅義務者の死亡によるときは、4月以内）に）、施行規則第7条に定める申告書を知事に提出しなければならない。	第38条の10 個人の行う事業に対する事業税の納稅義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日までに（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納稅義務者の死亡によるときは、4月以内）に）、施行規則第7条に定める申告書を知事に提出しなければならない。
2 前項の規定による申告の義務を有しない者で翌年度以後において法第72条の49の8第6項、第7項または第10項の規定の適用を受けようとするものは、毎年3月15日までに、施行規則第7条に定める申告書を知事に提出することができる。	2 前項の規定による申告の義務を有しない者で翌年度以後において法第72条の49の12第6項、第7項または第10項の規定の適用を受けようとするものは、毎年3月15日までに、施行規則第7条に定める申告書を知事に提出することができる。
3～6 (略)	3～6 (略)
(たばこ税の税率)	(たばこ税の税率)
第40条の4 たばこ税の税率は、1,000本につき1,504円とする。	第40条の4 たばこ税の税率は、1,000本につき860円とする。

付 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条および次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいづれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) (略)

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

ア・イ (略)

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額ならびに租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）および第10条の2の2から第10条の6までおよび第10条の7までの規定による控除額の合計額

(3) (略)

2～5 (略)

(県民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第7条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第27条の3および第27条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

付 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条および次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいづれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) (略)

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

ア・イ (略)

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の6までおよび第10条の7（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2および第10条の3の規定による控除額の合計額

(3) (略)

2～5 (略)

第7条 削除

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の6第1項および第2項ならびに第27条の8の規定の適用については、これらの規定中「第27条の4」とあるのは、「第27条の4ならびに付則第7条第1項」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 (略)

2~13 (略)

14 土地改良法第53条の3の2第2項（同法第89条の2第3項、第96条または第96条の4において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第53条の3第2項に規定する土地を取得することが適當と認める者が、同法第53条の3の2第1項（同法第89条の2第3項、第96条または第96条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第53条の3の2第1項第1号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する。

15 (略)

(不動産取得税の減額等)

第9条 (略)

2~6 (略)

7 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に定める住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第39条の2の4第2項に定めるものについて）」

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 (略)

2~13 (略)

14 土地改良法第53条の3の2第2項（同法第89条の2第3項、第96条または第96条の4第1項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第53条の3第2項に規定する土地を取得することが適當と認める者が、同法第53条の3の2第1項（同法第89条の2第3項、第96条または第96条の4第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第53条の3の2第1項第1号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する。

15 (略)

(不動産取得税の減額等)

第9条 (略)

2~6 (略)

7 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて）」とあるのは

とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

（たばこ税の税率の特例）

第10条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目の同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第40条の4の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき716円とする。

2 (略)

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第22条 (略)

2 (略)

3 警戒区域設定指示（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子

「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

（たばこ税の税率の特例）

第10条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目の同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第40条の4の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき411円とする。

2 (略)

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第22条 (略)

2 (略)

3 東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となった農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この項および第6項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書または第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の施行令第31条第3項に規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

4 警戒区域設定指示（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子

力発電所の事故に関する原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項または第20条第3項の規定により内閣総理大臣または原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行つた法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在した家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における施行令附則第31条第3項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

- 4 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における施行令附則第31条第4項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

力発電所の事故に関する原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項または第20条第3項の規定により内閣総理大臣または原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行つた法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における施行令附則第31条第4項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

- 5 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における施行令附則第31条第5項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

- 6 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の施行令附則第31条第6項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

(個人の県民税の税率の特例)

第26条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第22条および琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号） 第2条の規定にかかわらず、第22条に規定する額と同条例第2条の規定による加算額との合計額に500円を加算した額とする。

滋賀県税条例 新旧対照表（第2条関係）

旧	新
(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)	(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)
第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条および次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいづれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条および次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいづれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額	(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額
ア・イ (略)	ア・イ (略)
ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の6までおよび第10条の7（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2および第10条の3の規定による控除額の合計額	ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5までおよび第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2および第10条の3の規定による控除額の合計額
(3) (略)	(3) (略)
2～5 (略)	2～5 (略)

滋賀県税条例 新旧対照表（付則第6項関係）

旧	新
<p>2 平成23年4月21日における改正後の付則第22条第3項に規定する警戒区域設定指示区域（以下「警戒区域設定指示区域」という。）であって同年3月12日において東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号）第1条の規定による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第55条の2第1項第2号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であった区域は、改正後の付則第22条第3項および第4項、第23条第1項ならびに第25条第1項および第4項の規定の適用については、同年3月11日から警戒区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、改正後の付則第22条第3項中「警戒区域設定指示（平成23年3月11日）」とあるのは「平成23年3月11日において警戒区域設定指示区域（同日）と、「掲げる指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示）とあるのは「掲げる指示（以下「警戒区域設定指示」という。）」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同条第4項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成23年3月11日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、改正後の付則第23条第1項中「当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成23年3月11日」と、改正後の付則第25条第1項中「付則第23条第1項」とあるのは「滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成23年滋賀県条例第41号）付則第2項の規定により読み替えて適用される付則第23条第1項」と、同条第4項中「当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成23年3月11日」とする。</p>	<p>2 平成23年4月21日における付則第22条第4項に規定する警戒区域設定指示区域（以下「警戒区域設定指示区域」という。）であって同年3月12日において東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号）第1条の規定による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第55条の2第1項第2号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であった区域は、付則第22条第4項および第5項、第23条第1項ならびに第25条第1項および第4項の規定の適用については、同年3月11日から警戒区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、付則第22条第4項中「警戒区域設定指示（平成23年3月11日）」とあるのは「平成23年3月11日において警戒区域設定指示区域（同日）と、「掲げる指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示）とあるのは「掲げる指示（以下「警戒区域設定指示」という。）」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同条第5項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成23年3月11日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、付則第23条第1項中「当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成23年3月11日」と、付則第25条第1項中「付則第23条第1項」とあるのは「滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成23年滋賀県条例第41号）付則第2項の規定により読み替えて適用される付則第23条第1項」と、同条第4項中「当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成23年3月11日」とする。</p>